

II 小規模林地開発行為に必要な手続き（着手前）

第1 総括的事項

1 着手前の届出

小規模林地開発行為を行おうとするときは、開発行為を開始する日前90日から30日までの間に小規模林地開発行為届出書（別記第12号様式）に必要な図書（「届出に必要な図書（着手前）」（P14参照））を添付して届出を行ってください。

2 届出の提出先

- (1) 届出の提出先は、行おうとする小規模林地開発区域を所管区域する林業事務所（支所）です。
- (2) 行おうとする小規模林地開発行為が二以上の林業事務所（支所）の所管区域にわたる場合は、当該小規模林地開発区域のうち最も広い区域を所管区域とする林業事務所（支所）へ提出してください。

3 提出部数

届出及び添付図書は、正本1部（林業事務所（支所））・副本（正本の写し）1部（市町村）の合計2部提出してください。

ただし、行おうとする小規模林地開発区域が二以上の市町村又は林業事務所（支所）の所管区域にわたる場合は、上記の部数に含まれない市町村及び林業事務所（支所）の数を加えた部数とします。

4 届出に添付する図書等の整理の仕方

- (1) 届出に添付する図書等のサイズは、原則A4判とし、設計図書等は、屏風折りにしてください。
- (2) 図書等は、「届出に必要な図書（着手前）」（P14）の番号順に付番し、一つの番号で二葉以上となる場合の図書については、枝番号を付け、表題部にそれぞれ明示してください。
- (3) 図書等には目次を付け、番号、書類名、図面名、縮尺等を記載してください。

5 小規模林地開発行為制度で使われる用語の意味

- (1) 小規模林地開発行為制度で使われる用語相互間の関係は、次表のとおりです。

計画 土地の区分	土 地 の 利 用 計 画					
	残置森林	造成森林	造成緑地	その他	その他	その他
A 小規模事業区域内の森林	A1	A2	A3	A4	A4	A4
B 農地		B2	B3	B4	B4	B4
B 宅地						
B その他						
C=A+B+…+B	C1=A1	C2=A2+B2	C3=A3+B3	C4=A4+B4	C4=A4+B4	C4=A4+B4
小規模事業区域	C=C1+C2+C3+C4+C4+C4+…+C4					

(2) 用語の意味は、次のとおりです。

ア A（小規模事業区域内の森林）

事業区域内に存在する森林（地域森林計画対象民有林）のこと。

イ B（森林以外の土地）

小規模事業区域内の農地、宅地などの森林以外の土地のこと。

（地域森林計画の対象とならない森林が存在する場合はその他に含む。）

ウ C（小規模事業区域）

事業を行う区域全体のこと。

エ A2+A3+A4（小規模林地開発行為に係る森林＝「小規模林地開発区域」）

小規模事業区域内の森林のうち、直接形質変更する部分（残置森林以外の部分）

オ A1（残置森林）

事業区域内の森林のうち、小規模林地開発行為に係る森林を除いた残存する森林のこと。

カ A2+B2（造成森林）

いったん土地を形質変更した後に、新たに樹木を植栽し造成する森林のこと。植栽は、高木性樹木の苗木によることを原則とし、苗木の樹高に見合う植栽密度とします。

そのうち、小規模林地開発行為に係る森林を形質変更した後に、造成森林とする区域をA2とし、小規模事業区域内の森林以外の土地に造成森林とする区域をB2とします。

キ A3+B3（造成緑地）

いったん土地を形質変更した後に、造成森林以外の緑化（草本等）を行う区域のこと。

そのうち、小規模林地開発行為に係る森林を形質変更した後に、造成緑地とする区域をA3とし、小規模事業区域内の森林以外の土地に造成緑地とする区域をB3とします。

ク A4+B4（その他の土地）

（ア）森林又は農地等で、土地を形質変更した後に転用利用する土地のこと。

（イ）住宅団地の造成の場合は、住宅用地、調節池、公共用地、道路等に係る土地のこと。

（ウ）砂利・岩石・土採取の場合は、調節池、プラント用地、管理棟用地等に係る土地のこと。

(3) 森林率

小規模林地開発行為の目的	対象とするもの	森 林 率
別荘地の造成	森林及び緑地	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 30\%$
宿泊施設、レジャー施設の設置	同 上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 30\%$
工場、事業場の設置	同 上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 15\%$
墓地の造成	同 上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 10\%$
住宅団地の造成	同 上	$(A1+C2+C3) \div A \times 100 \geq 3\%$
土石等の採掘	同 上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 100\%$
太陽光発電設備の設置	同 上	$(A1+A2+A3) \div A \times 100 \geq 15\%$

※ 森林率の算定に当たり、小規模林地開発行為の目的が住宅団地の場合は、次に掲げるものを含めることができます。

(ア) 公園、緑地、広場

(イ) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン（集合住宅等で共有地であり、その管理体制〔管理組合の設置等〕が土地分譲の時点から明確に位置付けられている緑地。）

(ウ) 緑地帯（歩道等において、緑地部が点在でなく带状に明確に設置されているもの。）
緑道（ほぼ全面に樹木が植栽され、その間を縫うように利用する歩行者専用道路。）

(エ) 法面緑地（道路法面及び外周法面の緑地等）

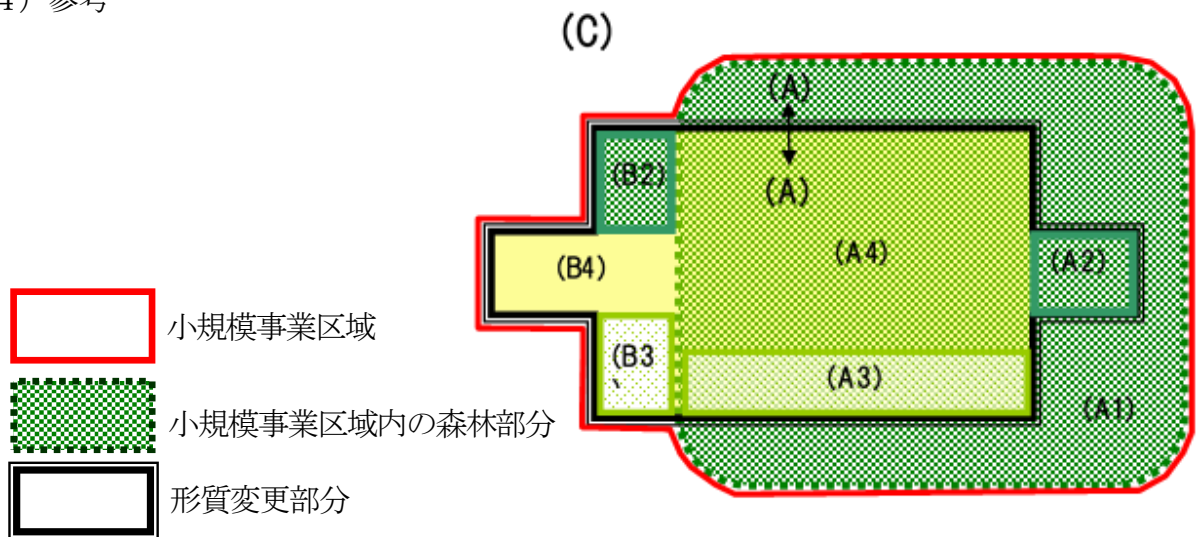
(オ) その他上記に類するもの

(注)小規模林地開発行為の目的ごとの具体的な施設等は次のとおりです。

宿泊施設、レジャー施設の設置：ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する付帯施設（リゾートマンション、 condominium等所有者が複数となる建築物を含む）、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設 等

工場・事業場の設置：製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設、学校教育施設、病院、発電設備（太陽光発電設備を除く）等、廃棄物処理施設、テニスコート・野球場・ゴルフ練習場（ゴルフ場と一体となった練習場を除く）等の単一目的のスポーツ・レジャー施設 等

(4) 参考



C：小規模事業区域

A：小規模事業区域内の森林（地域森林計画対象民有林）

A1：残置森林（形質変更せずそのまま残す森林）

A2：造成森林（森林を形質変更後、森林として造成する部分）

A3：造成緑地（森林を形質変更後、森林造成以外の緑化を行う部分）

A4：小規模事業区域内の森林（A）のうち形質変更後に森林・緑地以外となる部分

B2：造成森林（森林以外の土地を形質変更後、森林として造成する部分）

B3：造成緑地（森林以外の土地を形質変更後、森林造成以外の緑化を行う部分）

B4：森林以外の土地のうち形質変更後に森林・緑地以外となる部分

(5) 小規模林地開発行為に係る道路の取扱いについて

小規模林地開発行為に係る道路の区分は、次のとおりです。

区 分	定 義	事業区域 の取扱い
①進入道路	小規模事業区域内の道路施設の一部として事業主が管理するもの	含める
②接続道路	進入道路と接続する公道又は私道で、事業計画の目的達成のために必要な幅員を有するもの。 ア 既設道路の場合 (ア) 幅員等の構造が事業計画に支障を及ぼさないものであり、かつ、地元の市町村、住民等からの指導・要望等による拡幅等の整備を図るもの。 (イ) 現状のままで進入道路に接続するもの。 イ 新設道路の場合 (ア) 事業主が施行するもの。 (イ) 市町村等が施行するもの。	含めない 含めない 含める 含めない
③付替道路	既設道路を付け替えるもの。	②と同様
④仮設道路	仮設の道路	含める

(6) 小規模事業区域内の赤道の取扱いについて

小規模事業区域内のいわゆる赤道は原則として小規模事業区域の面積に含めませんが、形質変更する場合、進入道路等として利用する場合、赤道の払い下げを受ける場合等、それぞれの事例により取り扱いが異なる場合がありますので御相談ください。

なお、土石の採取等を行う場合は「公共用財産生産物採取許可」が、その他は「占用許可」等の手続が必要となる場合がありますので、管理する市町村等に御相談ください。

(7) 造成協力地について

他事業で造成協力地（小規模事業区域に隣接した土地の協力を得て、安全確保などのため、一体の土地造成を図るもの）として扱われる区域の小規模林地開発許可制度上の扱いについては、現地の実態を踏まえて判断しますので、あらかじめ御相談ください。

第2 届出に必要な図書（着手前）

番号	名 称	別表1 の事業	別表2 の事業	その他 の事業	適 用 (条例施行規則の該当条項)
1	小規模林地開発行為届出書	○	○	○	17 条第 1 項(別記 12 号様式)
2	位置図	○	○	○	17 条第 2 項第 1 号
3	区域図	—	○	○	同 第 2 号
4	事業計画概要説明書	○	○	○	同 第 3 号イ(別記 13 号様式)
5	土地利用計画明細書	○	◎	○	同 第 3 号ロ(別記 14 号様式)
6	土地利用計画平面図	○	○	○	同 第 3 号ハ
7	森林調査	—	◎	○	同 第 3 号ニ(別記 15 号様式)
8	求積図	—	○	○	同 第 3 号ホ
9	防災施設等計画平面図	—	—	○	同 第 3 号ヘ
10	切土盛土計画平面図	—	—	○	同 第 3 号ト
11	計画縦横断面図	—	—	○	同 第 3 号チ
12	土量計算書	—	—	○	同 第 3 号リ
13	流域現況図	—	—	○	同 第 3 号ヌ
14	排水施設等計画平面図	—	—	○	同 第 3 号ル
15	防災施設等設計図	—	—	○	同 第 3 号ヲ
16	防災施設等設計根拠資料	—	—	○	同 第 3 号ワ
17	森林現況図	—	○	○	同 第 3 号カ
18	緑化計画図	—	○	○	同 第 3 号コ
19	緑化仕様図	—	○※	○	同 第 3 号タ
20	工程表	—	○	○	同 第 3 号レ(別記 16 号様式)
21	建築物その他の構造物の概要図	—	—	○	同 第 3 号ソ
22	地番一覧表	—	—	○	同 第 3 号ツ(別記 17 号様式)
23	公図集合図	○	○	○	同 第 3 号ネ
24	その他知事が必要と認める書類	○	○	○	同 第 3 号ナ
25	小規模林地開発行為同意書	—	—	○	同 第 4 号イ(別記 18 号様式)
26	印鑑登録証明書	—	—	○	同 第 4 号ロ
27	土地の登記事項証明書	—	—	○	同 第 4 号ハ
28	法人の登記事項証明書及び印鑑登録証明書	○	○	○	同 第 5 号イ 申請者が法人の場合
29	代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類	○	○	○	同 第 5 号ロ 申請者が法人でない団体である場合

1 「○」は必要な図書、「—」は省略できる図書

2 「◎」の書類は、施工中の計画及び施工後の計画を別葉とすること。

3 「※」の図面には「植栽計画説明書」を添付すること。

4 別表 1 及び別表 2 に掲げる他の法令等の適用を受ける場合を除く小規模林地開発行為を行う場合で、盛土の高さが 10 メートルを超える場合は、「24 その他知事が必要と認める書類」に施工計画書を添付すること。
なお、施工計画書の作成にあたっては、「林地開発許可申請の手引」に準ずること。

5 正本に添付する図書は原本とする。

1 小規模林地開発行為届出書（条例施行規則第17条第1項）

別記第12号様式

小 規 模 林 地 開 発 行 為 届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住 所 氏 名 { 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 } ㊟

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第18条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

小規模林地開発行為の目的 （事業の名称）	()
小規模林地開発区域 の所在場所	郡・市 町・村 字 番地 ほか 筆
小規模林地開発区域 の面積	ha
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
備 考	

注

- 1 個人が届け出る場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 面積は実測とし、ヘクタール単位で小数点以下第5位を切り捨てて記載すること。

(別記第 1 2 号様式)

記載方法

① 届出者氏名

共同で開発行為を行う場合は、連名で届け出ること。

なお、「氏名」を自署する場合は、押印を省略することができる。

② 開発行為の目的

「Ⅳ 小規模林地開発行為における森林の有する公益的機能を維持するための基準」第 3 の表 5 (P 6 4) にある開発行為の目的を記載の上、具体的な事業内容又は事業の名称を簡潔に括弧書きすること。

③ 小規模林地開発区域の所在場所

小規模林地開発行為に係る森林の代表地番及び筆数を記載すること。

④ 小規模林地開発区域の面積

小規模林地開発区域の面積は、土地利用計画(変更)明細書(様式第 1 4 号)及び森林調書(様式第 1 5 号)の A 2 + A 3 + A 4 に一致させること。

面積は実測とし、ヘクタール単位で小数第 4 位まで記載すること。

⑤ 完了予定年月日

届出時点において、開発を完了させるのに妥当と想定される年月日を記載すること。

⑥ 備考

「備考」欄には、他法令等の許認可等の状況を記載すること。

留意事項

① 届出者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び印鑑登録証明書を添付する。
(別表 2 の 1 から 3 (P 6) の法律又は条例の適用を受ける場合は不要。)

② 届出者が法人でない場合には、代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類を添付する。

③ 届出者が個人である場合には、住民票の写しを添付する。

2 位置図(条例施行規則第 1 7 条第 2 項第 1 号)

明示事項

① 小規模事業区域(専ら道路の開発の場合は線形)

② 小規模林地開発行為に係る森林の位置

③ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

① 国土地理院発行の市販の地図等を使用すること。

② 縮尺は、1/25,000 以上。

③ 事業区域を赤線で表示すること。

④ 線形を記載する場合は、開発行為を行う起点と終点を明示すること。

3 区域図（条例施行規則第17条第2項第2号）

明示事項

- ① 小規模事業区域
- ② 小規模林地開発区域の区域
- ③ 森林法又は他法令等による土地利用制限の区域がある場合は、その区域及び名称
- ④ 事業区域及びその隣接する地域における市町村の名称及び境界、市町村の区域内の町又は字の名称及び境界並びに土地の地番及び筆界
- ⑤ 事業区域及びその隣接する地域における地形、住宅、農地及び道路、河川、水路その他の公共施設
- ⑥ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名
- ⑦ 事業区域に次の表に掲げる区域が含まれる場合には、その区域

表 災害が発生するおそれがある区域

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
災害危険区域	建築基準法（昭和25年法律第201号）
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 小規模事業区域を赤線で表示すること
- ③ 上記明示事項の②及び③は、淡色に塗り分けること。
- ④ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ⑤ 上記明示事項③の土地利用制限の区域は、「V 他法令等による土地保全の指定区域等」（P76～77）を参照のこと。

なお、当該区域は、事業区域・周辺区域双方に明示すること（保安林、地すべり防止区域、道路、農地、墓地等）。

4 事業計画概要説明書 (条例施行規則第17条第2項第3号イ)

別記第13号様式

事業計画概要説明書

事業計画 の 基本方針				
小規模事業区域等の面積	面積	小規模事業区域	C	ha
		小規模事業区域内の森林	A	ha
		小規模林地開発区域	A 2 + A 3 + A 4	ha
小規模事業区域内の森林の内容	面積	残置森林	A 1	ha
		造成森林	A 2	ha
		造成緑地	A 3	ha
		森林率 . %		
施設計画	住宅・別荘：戸数 戸 ・ 人口 人 1区画当たりの面積 m ² /戸			
	砂利・岩石・土採取：採掘量 m ³			
	建設発生土埋立て：埋立量 m ³			
	その他の：			
小規模事業区域の 地形・地質・森林 の現況	地況	標高：	m ～ m	地質時代：
		平均傾斜度：	度	基岩名：
		地形の特徴：		土壌名：
	林況	針葉樹：	ha (%)	特記すべき森林の内容
		広葉樹：	ha (%)	
無立木地等：		ha (%)		
合計(小規模事業区域内の森林)		ha (%)		

周 辺 地 域 に お け る ・住 宅 ・農 地 ・道 路 ・その他の施設 の 状 況	住 宅 :	戸	(隣接距離	m)
	公 共 施 設 名 :		(隣接距離	m)
	地下水使用住宅 :	戸	(隣接距離	m)
	取 水 施 設 名 :		(隣接距離	m)
	水 源 依 存 農 地 :	ha	(隣接距離	m)
	道路名 (国道、県道、市町村道等) :			
	(接続道路	幅員	m)	
	雨水排水に係る下流の河川名・水路施設 :			
	その他 :			
工区・区分等の 内 容	工区名・団地・目的区分			
工 事 施 工 者	住 所	(電話番号		
	氏 名 (名 称)			
	(代表者氏名)			
現 場 責 任 者	住 所	(電話番号		
	氏 名			
他 法 令 等 の 許認可の状況				

設 計 方 針 及 び 防 災 計 画		
工 法	切土	盛土
のり面の こう配等	切土： ° ' (1 :) 最大切土高： m	
	盛土： ° ' (1 :) 最大盛土高： m	
小段の設置	切土：直高 m以内ごとに幅 mの小段を設置	
	盛土：直高 m以内ごとに幅 mの小段を設置	
のり面保護等	1 のり面排水施設の設置 規 格： 設置位置： 2 のり面保護工 工 法： 人工材料の場合には、その種類： 施工時期：	
構造物の設置	1 設置箇所： 2 構 造：	
土 工 量	1 切土量： m ³ 盛土量： m ³ (残土量： m ³ 残土処理方法：) 2 土量計算の方法	
仮 設 の 防 災 施 設 等	1 流出土砂量の算定： m ³ /ha/年 2 防災施設 工 種： 数 量： 設置箇所：	
雨 水 排 水 施 設 等	1 雨水流出量 算定式： 流出係数： 2 設計降雨強度式： (年確率降雨) 到達時間： 3 排水量 算定式： 粗度係数： 4 設 置 箇 所： 5 流末処理方法：	

調 節 池	1 下流許容放流量： 2 設計雨量強度式： (年確率降雨) 3 集 水 面 積： 4 調 節 容 量： 5 農 業 用 水 量： 6 調節池箇所数： 7 余水吐流下能力： 8 構 造 の 概 要：	流出係数： 到達時間： ha m^3 m^3 堆砂量： その他： m^3
浸 透 池	1 設計雨量強度式： (年確率降雨) 2 土壌の飽和浸透係数： 3 設 計 浸 透 量： 4 設 計 浸 透 強 度： 5 浸 透 池 箇 所 数： 6 浸 透 池 の 構 造：容量 深さ	 m/hr m^3/hr mm/hr m^3 底面積 m m^2
沈 殿 池	1 処 理 水 量： 2 沈殿池箇所数： 3 沈殿池の構造：長さ 深さ	m^3/hr m 幅 m m
小規模事業 区域内に 計画する 森林等の内容	1 小規模事業区域内(周辺部、ホール間、団地間等)の残置森林幅： 2 小規模事業区域内(周辺部、ホール間、団地間等)の森林幅： 3 表土 確保場所： 復元方法： 4 造成森林の計画内容 植栽時樹高： 植栽密度： 樹 種： 植栽方法： 5 造成緑地の計画内容	 m m m 本/ha
残置森林等の 保 全 管 理	1 協定等の名称と根拠規定等 2 その他	

注 小規模事業区域等の面積及び小規模事業区域内の森林の内容欄の各面積については、土地利用計画明細書に記載した面積を記載すること。

(別記第13号様式)

明示事項

- ① 「事業計画の基本方針」について
計画に当たっての基本的な考え方、地元住民や地域の産業に与える影響、市町村の意向等を記載すること。
- ② 「小規模事業区域の面積」、「小規模事業区域内の森林の内容」について
ア 小規模事業区域内の土地の定義（A、B、C等）は、「小規模林地開発行為制度で使われる用語の意味」（P10）を参照すること。
イ 面積は実測として、単位はヘクタールとし、少数第4位まで記載すること。
ウ 残置森林率、森林率は、単位はパーセントとし、少数第1位（少数第2位を切り捨て）まで記載すること。
- ③ 「施設計画」について
主要な施設の名称及び数量を記載すること。
- ④ 「小規模事業区域内の用地買収等の状況」について
筆数及び面積の「全体」には、小規模事業区域のすべての筆数及び面積を記載し、「森林」には、小規模事業区域内の森林の筆数と面積を記載すること。
- ⑤ 他法令等の許認可の状況については、下記事項について、「該当無し」「許可済」「申請済」等を記載すること。

(他法令の例)

採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年条例第1号）、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年条例第12号）、市町村が制定した残土条例、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成30年条例第45号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成13年条例第38号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成14年条例第3号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律108号）、農地法（昭和27年法律第229号）、道路法（昭和27年法律第180号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、千葉県公有財産管理規則（昭和44年規則99号）、千葉県環境影響評価条例（平成10年条例第26号）、千葉県環境保全条例（平成7年条例第3号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）その他の関係法令等

5 土地利用計画明細書（条例施行規則第17条第2項第3号ロ）

別記第14号様式

土 地 利 用 計 画 明 細 書

土 地 の 現 況			土 地 利 用 計 画 内 訳 (ha)							
区 分	面 積 (h a)	比 率 (%)	残 置 森 林	造 成 森 林	造 成 緑 地	そ の 他 の 土 地				備 考
小規模事業区域内の森林	A		A 1	A 2	A 3	A 4	A 4	A 4	A 4	
農 地	B			B 2	B 3	B 4	B 4	B 4	B 4	
宅 地	B			B 2	B 3	B 4	B 4	B 4	B 4	
そ の 他	B			B 2	B 3	B 4	B 4	B 4	B 4	
小 規 模 事 業 区 域	C = (A + B)		C 1	C 2	C 3	C 4	C 4	C 4	C 4	
森 林 率	(小規模林地開発行為の目的)		$(A 1 + A 2 + \dots) \div A \times 100 =$. %							

注

- 1 小規模事業区域内の森林は、森林法第5条に規定する地域森林計画により確認すること。
- 2 Aの土地利用計画の内訳をA1～A4欄に、またBの土地利用計画の内訳をB2～B4欄に記載すること。また、面積は実測とし、ヘクタール単位で小数点以下第5位を切り捨てて記載すること。
- 3 森林率は、小数点以下第2位を切り捨てて記載すること。森林率を求める際の計算式の分子は、別荘、ゴルフ場、宿泊施設、レジャー施設、工場及び事業場の場合にあってはA1+A2+A3とし、住宅団地の場合にあってはA1+C2+C3とし、砂利・岩石・土採取及び建設発生土埋立ての場合にあってはA1+A2+A3とし、小規模林地開発行為の目的の態様や周辺における土地利用の実態から判断してやむを得ないと認める場合にあってはA1+C2+C3として、それぞれの数字を算定した結果を記載すること。
- 4 小規模事業区域については、①工区による区分、②団地による区分（1箇所当たりの開発面積は、レジャー施設の場合にあっては5ha以下、工場、事業場及び住宅団地の場合にあっては20ha以下とする。）、③複合開発における目的別の区分（適用基準の異なる小規模林地開発行為の目的別の区域）をして、計画する場合は、小規模事業区域全体の土地利用計画明細書並びにその内訳として各工区、各団地及び各目的別の土地利用計画明細書を作成すること。
- 5 一時転用の場合は、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成すること。

記載方法

① 「土地の現況区分」について

ア 「小規模事業区域内の森林」は、県ホームページ「ちば情報マップ」の森林計画図により確認してください。

イ 「農地」及び「宅地」は現況主義であり、地目の田・畑・宅地とは、必ずしも一致しないことがあります。また、「宅地」には事業場用地が含まれます。

ウ 「その他」は、墓地、水路、池、道路等、小規模事業区域内の森林、農地、宅地以外のすべての土地のことを言います。

② 「土地利用計画内訳」について

ア 小規模事業区域内の土地の定義（A1、A2、B、C等）については、「小規模林地開発行為制度で使われる用語の意味」（P10）を参照して正確に記載してください。

イ 面積は実測とし、ヘクタール単位で小数第4位まで記載すること。

ウ 「その他の土地」とは、森林又は農地等で土地利用計画上、土地を形質変更した後に植生回復を行わない土地のことである。「その他の土地」の空白欄には、用途別に土地を区分して記載すること。

- ・住宅団地造成の場合は、住宅用地、調節池、公益用地、道路その他に区分すること。
- ・砂利、岩石、土採取等の場合は、採取地、調節池（浸透池）、プラント用地、管理棟用地及びその他に区分すること。

③ 森林率について

単位はパーセント、小数第1位（小数第2位を切り捨て）まで記載すること。

「森林率」の分子は、「小規模林地開発行為制度で使われる用語の意味」の（3）森林率（P11）を参照してください。

④ 「事業区域」について

「工区分」、「複合開発による目的別区分（適用基準の異なる開発目的別の区域）」を計画する場合は、事業区域全体の土地利用計画明細書を「全体区域」として、更にその内訳として各工区・各目的別の土地利用計画明細書を添付すること。

留意事項

① 砂利、岩石、土採取、残土埋立てなど、申請に係る林地開発行為の目的が一時転用の場合の土地利用計画明細書については、施工中と施工後をそれぞれ別葉とすること。

② 変更計画の場合は、変更部分について、現行と変更後の二段書きとし、変更後を上段朱書とすること。

6 土地利用計画平面図（条例施行規則第17条第2項第3号ハ）

明示事項

- ① 小規模事業区域及び工区分
- ② 小規模林地開発区域の土地の区域
 - ア 造成森林（土地利用計画明細書A2）
 - イ 造成緑地（土地利用計画明細書A3）
 - ウ その他の土地（土地利用計画明細書A4）
- ③ 残置森林の土地の区域（土地利用計画明細書A1）
- ④ 上記②のア及びイ以外の造成森林（土地利用計画明細書B2）、造成緑地（土地利用計画明細書B3）、その他の土地（土地利用計画明細書B4）
- ⑤ 施設又は工作物の位置及び形状
- ⑥ 斜面傾斜方向、小段位置等
- ⑦ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 実測図とすること（等高線が鮮明に判読できるもの）。
- ③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ⑤ 図面に表示するときは、次により淡色に塗り分けること。
 - A1…緑色
 - A2…黄緑色
 - A3…黄色
 - B2…黄緑色＋黒ドット
 - B3…黄色＋黒ドット
 - A4・B4…区分ごとに着色すること（色指定なし、B4は黒ドットとすること）。
- ⑥ 一時転用の場合は、施工中と施工後における計画平面図を別様として作成すること。
- ⑦ 施工後の計画平面図においては、土地を形質変更した区域の施行前の土地の形状（等高線等）を表示しないこと。

7 森林調書（条例施行規則第17条第2項第3号ニ）

別記第15号様式

森 林 調 書

No.														
番号	森 林 の 所 在 場 所				土 地 利 用 計 画 内 訳 (ha)									A 1 + A 2 + A 3 + A 4 計
	市町村	大 字	字	地 番	A 1 残 置 森 林	A 2 造 成 森 林	A 3 造 成 緑 地	A 4 そ の 他 の 土 地 利 用						
					ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
計														

番号	A 1 残置森林				A 2 + A 3 + A 4 伐採					A 2 造成森林			A 3 造成緑地
	林種	樹種名	樹高	本数	林種	伐採方法	樹種名	樹高	本数	樹種名	樹高	本数	
計													

注

- 1 一時転用の場合は、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成すること。
- 2 小規模事業区域について、①工区による区分、②団地による区分、③複合開発における目的別の区分（適用基準の異なる小規模林地開発行為の目的別の区域）をして、計画する場合は、小規模事業区域全体の森林調書並びにその内訳として各工区、各団地及び各目的別の森林調書を作成すること。

(別記第15号様式)

記載方法

① 「(A1) 残置森林」について

ア 林種は、次の林種名又はコードを用いて記載すること。

	林 種	コ ー ド
立 木 地	人 工 林	J
	天 然 林	T
	竹 林	B
無立 木地	伐採跡地	A
	未立木地	M
	更新困難地	K

イ 樹種名は、次の樹種名又はコードを用いて記載すること。

樹 種 名	コード	樹 種 名	コード
ス ギ	0 1	その他針葉樹	1 7
ヒ ノ キ	0 2	ク ヌ ギ	2 4
サ ワ ラ	0 3	その他広葉樹	3 8
アカマツ	0 4	竹	4 0
クロマツ	0 5		

(無立木地の場合は、樹種名欄に横線「－」を引くこと。)

ウ 樹高は、次の数字又はコードを用いて記載すること。

樹 高	コード
5m未満	①
5m以上10m未満	②
10m以上	③

(無立木地の場合は、樹高欄に横線「－」を引くこと。)

エ 樹種名、樹高及び本数は、地番ごとに記載することを原則とします。これが困難な場合は、計画植生図にブロック別に分けて記載すること。

② 「(A2+A3+A4) 伐採」について

ア 林種は、①のアに準ずること。

イ 伐採方法は、次の伐採方法名又はコードを用いて記載すること。

伐 採 方 法	コード
皆 伐	K
択 伐	T
その他	O

ウ 樹種名及び樹高は、①のイ及びウに準ずること。

③ 「(A2) 造成森林」について

ア 樹種名は、個別の樹種を記載すること。

イ 樹高は、実際の樹高又はコードを用いて記載すること。

植栽時樹高	コード
1 m未満	1 0 0
1 m以上 2 m未満	1 0 1
2 m以上 3 m未満	1 0 2
3 m以上 4 m未満	1 0 3
4 m以上 5 m未満	1 0 4
5 m以上 7 m未満	1 0 5
7 m以上	1 0 7

④ 「(A3) 造成緑地」について

ア 次の緑地名又はコードを用いて記載すること。

緑 地 名	コード
公園・緑地、広場	K
隣棟間緑地、コモン・ガーデン	R
緑地帯、緑道	M
法面緑地	N
芝生（平坦地）	S
その他上記に類するもの	T

留意事項

① 森林調書には、小規模事業区域内の森林のすべてを記載すること。

② 土石の採取、残土埋立て等施行後に森林に戻す場合（一時転用）は、施行中と施行後の森林調書を別葉にして作成すること。

ただし、施工中は「造成森林」「造成緑地」、施工後は「伐採」の記載は不要です。

③ 小規模事業区域について

工区区分、又は複合開発による目的別区分（適用基準の異なる開発目的別の区域）を計画する場合は、土地利用計画明細書と同様に、小規模事業区域全体の森林調書を「全体区域」として、更にその内訳として各工区・各目的別の森林調書を添付すること。

④ 調書が2葉以上になる場合は、各葉に小計の欄を最終葉に計の欄を設けること。

8 求積図（条例施行規則第17条第2項第3号ホ）

明示事項

- ① 小規模事業区域及び工区区分
- ② 小規模事業区域内の全ての土地の地積、地番及び筆界
- ③ 小規模事業区域に隣接する土地の地番及び地番界のうち必要なもの
- ④ 残置森林、造成森林、造成緑地、その他の土地の区域（例：A1、B1）
- ⑤ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 上記明示事項の④は、「6 土地利用計画平面図」の留意事項⑤（P25）に準じて淡色に塗り分けること。
- ② 小規模事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。

9 防災施設等計画平面図（条例施行規則第17条第2項第3号ヘ）

明示事項

- ① 小規模事業区域及び工区区分
- ② 防災施設及びその他施設（道路、建築物等）の位置、用途及び形状
- ③ 計画縦横断図と照合できるよう縦横断の位置
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 実測図とすること。
- ③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ⑤ 標高差5メートル以内の等高線を示すこと。
- ⑥ 防災施設等とは、擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設並びに導水路及び貯水池のことをいう。
- ⑦ 法面、防災施設等には、計画断面図や防災施設等の設計図と照合できるように番号を付すこと。

10 切土盛土計画平面図（条例施行規則第17条第2項第3号ト）

明示事項

- ① 小規模事業区域及び工区区分
- ② 施設用地の形状、計画高及び施設の形状、用途等
- ③ 斜面の傾斜方向、小段位置等
- ④ 計画縦横断図と照合できるよう縦横断の位置
- ⑤ 切土又は盛土の形態別の施工に係る区域、土量、工法並びに土の運搬方向
- ⑥ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000 以上とすること。
- ② 実測図とすること（等高線が鮮明に判読できるもの）。
- ③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ⑤ 切土部分は黄色、盛土部分は赤色に塗り分けること。

1.1 計画縦横断面図（条例施行規則第17条第2項第3号チ）

明示事項

- ① 切土又は盛土をする前後の土地の形状、寸法、高さ、勾配及び土質
- ② 施工前の地盤線及び土質
- ③ 小規模事業区域の境界
- ④ 法面保護の方法
- ⑤ 防災施設とその他施設の位置及び形状（地下埋設部分を含む。）
- ⑥ 縮尺、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、任意とします。
- ② 実測図とすること。
- ③ 切土、盛土、捨土等のそれぞれの箇所ごとに適切な配置で断面図を作成すること。
また、法面又は法面に近接して防災施設及びその他施設を設置する場合は、必ず断面図を作成すること。
- ④ 計画断面図には、防災施設等の計画平面図及び設計図と照合できるように番号を付すこと。
- ⑤ 切土部分は黄色、盛土部分は赤色、捨土部分は茶色に塗り分けること。
- ⑥ 必要に応じて土質調査報告書を別途作成すること

1.2 土量計算書（条例施行規則第17条第2項第3号リ）

明示事項

- ① 計算式

留意事項

- ① 単位は、原則千 m^3 とすること（実態に応じて m^3 でも可）。

1.3 流域現況図（条例施行規則第17条第2項第3号ヌ）

明示事項

- ① 小規模事業区域及び工区区分
- ② 流域の地形、土地利用の実態
- ③ 小規模事業区域から海に至るまでの河川等の位置、名称及び管理者名
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は任意とする。
- ② 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。

1 4 排水施設計画平面図（条例施行規則第 1 7 条第 2 項第 3 号ル）

明示事項

- ① 小規模事業区域及び工区分
- ② 排水施設ごとの集水区域の境界及び面積
- ③ 排水施設（排水路、調節池、えん堤等）の位置、種類、材質、形状、規格（内のり寸法）、勾配、水の流水方向、放流口の位置及び放流先の名称（区域外排水も含め、その接続状況）
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 実測図とすること。
- ③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から 50m の範囲とします。
- ④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ⑤ 標高差 5 メートル以内の等高線を示すこと。
- ⑥ 排水区域については、可能な限り区域外も明示すること。
- ⑦ 各集水区域を淡色に塗り分けること。
- ⑧ 防災施設等設計図と照合できるように番号を付すこと。
- ⑨ 「防災施設等計画平面図」と共通（1 枚の図面）にすることができます。
- ⑩ 材料等については、「防災施設等設計図」に記載する場合は、省略できます。

1 5 防災施設等設計図（条例施行規則第 1 7 条第 2 項第 3 号ヲ）

明示事項

- ① 施設の規格、寸法、勾配、材料及び名称
- ② 施設等の設置箇所に係る地盤線及び土質
- ③ 滞水及び堆砂に係る区域の範囲
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、任意とします。
- ② 構造図については、原則として平面、断面、正面の各図を作成すること。
- ③ 防災施設等とは、擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設並びに導水路及び貯水池のことをいう。
- ④ 放流される既設の水路、河川、池等の概略構造図を添付すること。
- ⑤ 鉄筋コンクリート構造物については、配筋図を作成すること。
- ⑥ 防災施設等平面図、排水計画平面図及び計画断面図と照合できるように番号を付すこと。
- ⑦ 必要に応じて土質調査報告書を別途作成すること。

1 6 防災施設等設計根拠資料（条例施行規則第 1 7 条第 2 項第 3 号ワ）

明示事項

- ① 擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設並びに導水路及び貯水池の構造及び規格に係る計算書
- ② 擁壁、えん堤及び盛土に係る安定計算書
- ③ 排水路及び導水路に係る流量計算書
- ④ えん堤及び調節池に係る洪水調節容量計算書
- ⑤ その他の防災施設等の設計の根拠を示した基礎資料

留意事項

- ① 人家、道路、公共施設等に近接する法面及び擁壁については、原則として安定計算をすること。
- ② 国土交通省制定の「土木構造物標準設計」、林業土木コンサルタント刊行の「林業土木構造物標準設計」及び（社）全国防災協会刊行の「災害復旧工事の設計要領」に定めるよう壁等については、原則として安定計算等を必要としない。
ただし、図面上にその旨記載すること。
- ③ 計算基礎資料には、防災施設等設計図と照合できるように番号を付すこと。
- ④ 小規模林地開発行為における森林の有する公益的機能を維持するための基準第 1－5－(1)－ア－(ウ)－b の排水施設の計画に用いる設計雨量強度の基準の具体的な適用については、（参考 2）によること。

1 7 森林現況図（条例施行規則第 1 7 条第 2 項第 3 号カ）

明示事項

- ① 小規模事業区域及び工区区分
- ② 小規模林地開発行為に係る森林の区域
- ③ 小規模事業区域内の森林の林種、林齢、樹種及び樹高
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000 以上とすること。
- ② 周辺区域は、原則として事業区域の外周から 50m の範囲とします。
- ③ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ④ 林種、樹種名及び樹高の表示方法は、「7 森林調書」（P 26）に準ずること。
- ⑤ 小規模事業区域内の植生については、林種、林齢、樹種名及び樹高の組合せで表示すること。

1 8 緑化計画図（条例施行規則第 1 7 条第 2 項第 3 号ヨ）

明示事項

- ① 小規模事業区域の土地の形状及び工区区分
- ② 小規模事業区域内の森林における残置森林、造成森林及び造成緑地の土地の区域
- ③ 森林以外の区域における造成森林及び造成緑地の土地の区域
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 実測図とすること。
- ③ 周辺区域は、原則として事業区域の外周から50mの範囲とします。
- ④ 事業区域を赤線で表示すること。工区界は紫実線で表示し工区名を記載すること。
- ⑤ 造成森林及び造成緑地については、緑化仕様図の番号を付し、淡色に塗り分けること。
- ⑥ 造成緑地については、「7 森林調書」(P26)に準じてコードを付し、淡色に塗り分けること。

1.9 緑化仕様図 (条例施行規則第17条第2項第3号タ)

明示事項

- ① 造成森林の場合は、単位面積(1ha)当たりの樹高(植栽時)別本数及び樹種(代表樹種)
- ② 造成緑地の場合は、播種工(種子吹付け工、植生シート工等)その他の緑化の方法
- ③ 凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 植栽方法又は緑化方法が異なる場合は、それぞれに作成すること。
- ② 「1.8 緑化計画図」(P32)と照合できるように番号を付すこと。
- ③ 別表2(P6～7)の事業については、「植栽計画説明書」(下記様式)を添付すること。

植栽計画説明書

計画の内容				
造成森林	植栽樹種	植栽時樹高	植栽密度	植栽面積
	計	m	本/ha	m ²
造成緑地	緑化の方法		施工面積	
	計		m ²	
生育基盤の造成方法 (造成森林が有る場合)	表土の確保場所： 表土の復元方法 ・客土の厚さ(t)： m ・客土の面積(s)： m ² ・客土量(t×s)： m ³			
植栽の実施方法等	実施時期： 年 月 日 ～ 年 月 日 植栽方法：			
残置森林等の保全管理	協定等の名称と根拠規定： その他：			

20 工程表 (条例施行規則第17条第2項第3号レ)

別記第16号様式

工程表

年 月 日

小規模林地開発行為の目的又は事業の名称

小規模林地開発区域の所在場所

小規模林地開發行為施行期間（予定）

工事施工者の住所・氏名（名称）

か月（ 年 月から 年 月まで）

[illegible]

注

- 1 本表は、工種表及び進捗状況表として使用すること。
- 2 「工種」欄には、準備、測量、伐採・伐根、防災工事、土工事、整地造成工事、張芝工事、排水工事、道路工事、給水工事、植栽工事、建築工事、土・石・砂利採取、跡始末その他の工事の種別を記載すること。

(別記第16号様式)

記載方法

① 「工種」欄について

準備、測量、伐採・伐根、防災工事、土工事、整地造成工事、張芝工事、排水工事、道路工事、給水工事、植栽工事、建築工事、土・石・砂利採取、跡始末その他の工事の種別を記載すること。

留意事項

- ① 申請に係る小規模林地開発行為が、大規模かつ長期にわたる計画の一部である場合は、全体計画及び期別の工程表を添付すること。
- ② 期別の工程表の進捗間隔は、1か月単位とすること。

2.1 建築物その他の構造物の概要図（条例施行規則第17条第2項第3号ソ）

明示事項

- ① 外観上の形状、色彩、規格、寸法等
- ② 敷地面積
- ③ 使用目的
- ④ 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、任意とします。
- ② 周囲の環境及び景観が判断できるように作成すること。
- ③ 住宅団地のように多数の建築物を設置する場合は、その代表物について作成すること。

22 地番一覧表 (条例施行規則第17条第2項第3号ツ)

別記第17号様式

地 番 一 覽 表

No.

[illegible]

注

- 1 小規模事業区域内の全ての土地について、土地の登記事項証明書に基づき、大字単位で地番の小さい順に記載すること。
- 2 地積は、土地登記簿に登録された地積とすること。

(別記第17号様式)

記載方法

- ① 地番の整理の仕方について
事業区域内のすべての土地を、登記事項証明書に基づき、大字単位で地番の小さい順に記載すること。
- ② 「地積」について
公簿面積とすること。
- ③ 「登記名義人の住所、氏名」について
登記事項証明書の内容をそのまま記載すること。
また、未登記の権利者が存在する場合は、上段に（ ）書きで記載すること。
- ④ 「その他権利者」について
当該小規模林地開発行為の施行の妨げとなる権利、権利者及び権利者の住所を記載すること。
なお、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条には、所有権のほか、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権及び採石権などの権利が定められている。

23 公図集合図（条例施行規則第17条第2項第3号ネ）

明示事項

- ① 事業区域内の土地並びに隣接の地域における土地の地番及び筆界
- ② 縮尺、方位、凡例、事業者名、図面作成年月日及び図面作成者名

留意事項

- ① 縮尺は、1/3,000以上とすること。
- ② 事業区域を赤線で表示すること。

2.4 その他知事が必要と認める書類（条例施行規則第17条第1項第3号ナ）

留意事項

- ① 農地造成を目的とした開発行為を行う場合には、営農計画書（以下様式参考）を添付してください。（同様の内容が記載されていれば、別様式でも可）

（参考）

営 農 計 画 書

耕 作 者 (名 称)	住 所 氏 名								⑩
	土地所有者との関係		本人・その他（ ）						
現在耕作している農地の経営状況	区 分		作 付 作 物 名					備 考	
	自作地	田	a	a	a	a	a	a	
		畑							
		その他 ()							
	借入地	田							
		畑							
		その他 ()							
	計								
	農地を新たに必要とする理由								
開発行為地における耕作計画	区 分		作 付 作 物 名				収入見込	備 考	
							支出見込		
	開発行為地	田	a	a	a	a	a		
		畑							
		その他 ()							
	計								

農地（開発行為地）の 管理及び作業方法	① 耕 起				
	② 播種・植付け				
	③ 水管理				
	④ 施肥・除草				
	⑤ 病虫害防除				
	⑥ 収 穫				
	⑦ 地元協力者				
耕作に従事する者 ※ 農作業従事日数は農 地造成後の従事日数 を記入する。	氏 名	続 柄	農作業従事日数	備 考	
	雇用労働力	年間 人			
利用機械の調達 ※調達方法は、自己保 有、借用、購入等を記入 する。	利用機械施設等	台数等	規格・能力	調達方法	備 考
収穫物の販売・ 流通の方法					
現加入農協名					

25 小規模林地開発行為同意書（条例施行規則第17条第2項第4号イ）

26 印鑑登録証明書（条例施行規則第17条第2項第4号ロ）

別記第18号様式

小規模林地開発行為同意書

同意者 住所（法人にあっては、名称）
氏名（及び代表者の氏名） 印

同意年月日 年 月 日

私（当法人）は、（申請者名）の施行に係る（目的又は事業名）小規模林地開発行為について、下記の土地の権利者としてその施行に同意します。

記

森林等の所在場所				地目又は工 作物の種類	地積又は 工作物の 延べ面積	権利の 種類	跡地利用 計画	備考
市町村	大字	字	地番					

注

- 1 同意者とは、小規模事業区域内の土地の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権又は採石権を有する者のほか、当該土地が保全処分の対象である場合は、保全処分の申立てを行った者であること。
- 2 （申請者名）・（目的又は事業名）には、該当する名称、区分等を記載すること。
- 3 1筆に係る所有権者等が多数である場合にあっては、当該所有権者等の一覧を別紙に記載し、添付すること。当該一覧には、所有権者等全員が押印するとともに、持分を記載すること。
- 4 跡地利用計画欄には、残置森林、造成森林、造成緑地、転用する施設の区分、名称等

(別記第18号様式)

記載方法

- ① (申請者名)・(目的又は事業名)には、該当する区分、名称等を記載すること。
- ② 同意者の印は、実印により押印すること。
- ③ 1筆に係る所有者等が多数である場合は、別に「共有者名簿」等を添付すること。
当該名簿には、共有者全員の押印(実印)及び共有持分を記載すること。

留意事項

- ① 同意者とは、小規模林地開発行為の目的となる事業の区域内の土地の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権又は採石権を有する者のほか、当該土地が保全処分の対象である場合は、保全処分※の申立てを行った者であること。
※1 保全処分とは、裁判所が命ずる仮差押、仮処分その他の強制処分のこと。
- ② 同意書及び同意者の印鑑登録証明書※は、届出正本には原本を、副本には写しを添付すること。
※2 印鑑登録証明書は、特に有効期限については定めないが、権利関係を確認するに足りる適切な時期のものであること。

- ③ 土地の権利と提出書類の関係は、次表のとおりです。(○印は提出書類)

土地	権利	所 有 権				その他の権利	
	所有者	登 記	登記事項 証 明 書	同意書	印鑑登録 証 明 書	同意書	印鑑登録 証 明 書
事業区域	申 請 者	登記済	○			○	○
	〃	未登記	○	○	○	○	○
	申 請 者 以外の者	登記、未登記 いずれも有り	○	○	○	○	○

- ④ 土地の権利が未登記であったり、共有や未相続である等の場合は、その権利関係や内容を明らかにする契約書や協議書等あるいは戸籍事項証明書や相続関係図を添付し、必要な権利者の同意に漏れないよう留意すること。
- ⑤ 当該土地が、自己所有地であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合については、同様に当該権利者からの同意書を添付すること。
- ⑥ 小規模林地開発行為の届出時には、小規模林地開発区域内の森林について施行の妨げとなる権利を有する者の内、相当数の同意を得ているとともに、同意を得られていない者についても、着手までに同意が得られる見込みがあることが必要です。
なお、着手までには、必ず小規模事業区域内の全員の同意を得てください。

27 土地の登記事項証明書（条例施行規則第17条第2項第4号ハ）

留意事項

- ① 登記事項証明書は全部事項とし、小規模事業区域内の土地について添付すること。
- ② 登記事項証明書は、「22 地番一覧表」（P36）に記載する地番の順に綴じること。
- ③ 登記事項証明書は原本とし、届出の正本には原本を、副本には写しを添付すること。
ただし、他法令の許認可を得るために他部局に登記事項証明書を提出している場合は小規模事業区域内の森林以外の土地については、写しとしても差し支えない。

28 法人の登記事項証明書及び印鑑登録証明書（条例施行規則第17条第2項第5号イ）

留意事項

- ① 届出の正本に添付する登記事項証明書及び印鑑登録証明書は原本とするが、副本に添付するこれらの書類は写しでも構わない。

29 代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類（条例施行規則第17条第2項第5号ロ）